

新潟市環境保全調整会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第4号

新潟市環境保全調整会議規程の一部を改正する規程

新潟市環境保全調整会議規程（平成7年新潟市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「危機管理監」を「危機管理防災局長」に、「水道局経営企画部長」を「水道局総務部長」に改める。

別表第2 危機管理防災局の項中「防災課長」を「防災課長、危機対策課長」に改め、同表都市政策部の項中「、工事検査課長」を削り、同表中「水道局経営企画部」を「水道局総務部」に改め、「、計画整備課長」を削り、同表水道局技術部の項中「管路課長」を「計画整備課長、管路第1課長、管路第2課長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「施設課長」を「教育総務課長、施設課長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。